

議員発案第1号

新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年3月6日

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 加茂市議会議員 | 山田義栄 |
| 賛成者 | 同 | 森友和 |
| | 同 | 橋本昌美 |
| | 同 | 白川克広 |
| | 同 | 大平一貴 |
| | 同 | 森山一理 |

令和2年3月9日

加茂市議会議長 滝沢茂秋

新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染防止対策として行っている学校の臨時休業や各種イベントの中止・延期等が、国民の暮らしや地域経済に深刻な影響を及ぼしています。感染対策は強化されていますが、感染者数は日増しに増加しております。

国会及び政府におかれては、感染の早期終息と国民の健康と生活を守るため、下記の事項について全力で取り組むよう強く要望いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症等について、迅速な検査・治療体制の構築を図ること。また、市町村における医療体制の強化を支援するとともに、個人情報等に配慮しながら迅速で正確な情報提供を進めること。
2. 国内における感染拡大の防止に努め、感染者への徹底した追跡調査を行うとともに、治療の必要な人が素早く適切な治療が受けられるようにすること。
3. 感染者・濃厚接触者や海外渡航歴がある人等の差別や偏見につながる事態を防ぐよう、教育現場をはじめ、各関係機関での理解を徹底するよう取り組むこと。
4. 各産業の経済活動に対する風評被害対策を速やかに進めること。
5. 小規模事業者の事業活動の縮小等の影響は甚だしく、正常化までには相当な時間を要するものと思われる。今後、休業を余儀なくされる事業者が多く見込まれることから、雇用調整助成金の助成率の引き上げ及び経営支援策の更なる拡充を検討すること。
6. 緊急事態への措置として行われている学童保育について、子ども・子育て支援交付金の補助基準額の撤廃を検討すること。
7. 地方自治体の状況に応じて弾力的に人材・物資・財政等の適切な支援を行うこと。特に各自治体が保有するマスクなど防災備蓄を把握し、状況に応じて配布を検討すること。自治体の公共施設やイベント等への影響を考慮した財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年3月9日

加茂市議会議長 滝 沢 茂 秋

内閣総理大臣
衆議院議長 様
参議院議長

議員発案第2号

新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年3月6日

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 加茂市議会議員 | 山田義栄 |
| 賛成者 | 同 | 森友和 |
| | 同 | 橋本昌美 |
| | 同 | 白川克広 |
| | 同 | 大平一貴 |
| | 同 | 森山一理 |

令和2年3月9日

加茂市議会議長 滝沢茂秋

新型コロナウイルス感染症対策の強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染防止対策として行っている学校の臨時休業や各種イベントの中止・延期等が、県民の暮らしや地域経済に深刻な影響を及ぼしています。感染対策は強化されていますが、感染者数は日増しに増加しております。

新潟県におかれては、感染拡大の防止と県民の健康と生活を守るため、下記の事項について全力で取り組むよう強く要望いたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症等について、迅速な検査・治療体制の構築を図ること。また、市町村における医療体制の強化を支援するとともに、個人情報等に配慮しながら迅速で正確な情報提供を進めること。
2. 感染拡大の防止に努め、感染者への徹底した追跡調査を行うとともに、治療の必要な人が素早く適切な治療が受けられるようにすること。
3. 感染者・濃厚接触者や海外渡航歴がある人等の差別や偏見につながる事態を防ぐよう、教育現場をはじめ、各関係機関での理解を徹底するよう取り組むこと。
4. 各産業の経済活動に対する風評被害対策を速やかに進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和2年3月9日

加茂市議会議長 滝 沢 茂 秋

新潟県知事様

議員発案第3号

加茂市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和2年3月23日

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 加茂市議会議員 | 山田義栄 |
| 賛成者 | 同 | 森友和 |
| | 同 | 橋本昌美 |
| | 同 | 白川克広 |
| | 同 | 大平一貴 |
| | 同 | 森山一理 |

令和2年3月24日

加茂市議会議長 滝沢茂秋

加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例

加茂市議会委員会条例（平成三年条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中5及び8を削り、「6 下水道課」を「5 上下水道課」に改め、7を6とする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。